

# 人生の最終段階における適切な意思決定における指針



## 1) 人生の最終段階における当院の基本方針

本人による意思決定を基本とし、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考に、医療従事者が最善の医療、ケアを提供するため適切な情報の提供と説明を、ご家族などを含め、話し合いを行います。

## 2) 人生の最終段階とは？

- ・予後が数日から長くとも、2～3か月程度と予測できるとき
- ・治療により、病気の回復が期待できないと判断するとき
- ・死を予測し対応を考えるとときや、老衰など数か月から年余にかけ死を迎えるとき

## 3) 人生の最終段階における医療・ケアのあり方

・医師などの医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、医療・ケアを進めていくことを原則としています。

★本人の意思は(変化しうるものであることを踏まえ)疑問や不安が伝えられるよう支援し、本人と医療・ケアチームによる花支配を繰り返し、大事に行います

★本人が意向を伝えられるような配慮、前もって本人の代弁者となりうる家族またはそれと同等の人は誰なのかを、あらかじめ決めることは、とても大切なポイントです

※病状の進行などから、本人が自らの意思を伝えることができなくなる可能性があるため

★人生の最終段階における医療・ケアについて医療やケア行為の開始や開始しないこと、変更中止ついて医学的妥当性と適切性をもとに慎重に判断します

★医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やそのほかの不快感を十分に緩和し、本人や家族等の精神的・社会的援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことを大切にします

※生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死は、指針に該当しません



## 4) 人生の最終段階における医療・ケアの方針決定の手続き

### 本人の意思確認ができる場合

- ① 医療・ケアの方針決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て医師などの医療従事者により適切な情報の提供と説明を行います。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえて、本人による意思決定を基本とし、多職種の医療・介護従事者にて構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行います
- ② 時間の経過、心身の状態の変化等に応じて本人の意思が都度変化するものであることから医療・ケアチームにより、適切な説明がなされ本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族などを含めた話し合いも行っていきます
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容については、都度、診療録に記載します

### 本人の意思確認ができない場合

- ① 家族などが本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとって最善の方針をとることを基本とします
- ② 家族などが本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わるものとして家族などと十分に話し合い、本人にとって最善の方針をとることを基本とします。時間の経過や心身の状態の変化、医学的評価の変更などに応じ、このプロセスを繰り返し行っていきます
- ③ 家族などがいない場合及び家族などが判断を医療・ケアチームにゆだねる場合には、本人にとって最善の方針をとることを基本とします
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容については、都度、診療録に記載します

### 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

方針の決定に際し、家族の意見がまとまらない場合や医療・ケアの方針が決定できない場合は、本人または家族などの同意を得て、外部の専門家を交えて方針等について検討していきます

- ① 医療・ケアチームとの話し合いのなかで、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ② 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合
- ③ 家族の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアの方針が決定できない場合